

地域人材養成推進会議設置要綱

令和5年3月9日制定

(趣旨・目的)

第1条 地域人材養成推進会議(以下「本会議」という。)は、山梨県内の高等教育機関、公共団体、産業界等の本会議に参画する各構成機関が連携し、将来の山梨県に求められる産業中核人材や高等教育の在り方について恒常に議論するとともに、関係機関における連携方法について協議することにより、地域を牽引する人材を養成することを目的として設置する。

(構成)

第2条 本会議は、別表に掲げる会員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第3条 本会議に、会長1名を置き、副会長を置くことができる。

2 会長及び副会長は、会員のうちから第5条に定める全体会議において互選により選任する。

3 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、本会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行する。

(全体会議)

第5条 本会議には、会員の長により構成し、次の事項について協議する全体会議を設置する。

- (1) 地域が求める人材像に関すること
- (2) 地域のニーズを踏まえた高等教育の在り方に関すること
- (3) 会員間の連携強化に関すること
- (4) 本会議の運営に関すること
- (5) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 全体会議は、会長が招集する。

3 全体会議の議長は会長又はその委任を受けた会員とする。

4 全体会議は、会員数の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 議決は議長を除く出席した会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

6 やむを得ず全体会議に出席できない構成員は、代理人の出席をもって本条第 5 項の規定による出席とみなす。

(部会)

第 6 条 本会議は、事業運営及び全体会議での円滑な協議を図るため、部会を置くことができる。

2 部会に、本会議の会長が指名する部会長を置く。

3 部会は、部会長が招集する。

4 部会の議長は、部会長がこれに当たる。

5 部会は、全体会議が指定する者により構成し、全体会議が指定する事項を所掌する。

6 その他、部会に関する必要な事項については、会長が別に定める。

(事務局)

第 7 条 本会議の事務局を、山梨県立大学に置く。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本会議に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 9 日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	名称
高等教育機関	山梨県立大学
	山梨大学
	山梨英和大学
	山梨学院大学
経済団体	山梨県商工会議所連合会
	山梨県商工会連合会
	山梨県中小企業団体中央会
金融機関	株式会社山梨中央銀行
	山梨県信用金庫協会
	山梨県信用組合協会
関係機関	公益財団法人やまなし産業支援機構
	公益社団法人やまなし観光推進機構
	公益財団法人山梨総合研究所
地方公共団体	山梨県